

障害者差別解消・共生社会に関する条例制定の効果等

【条例制定24道府県中17道府県から回答】

1 条例制定の効果

- (1) 相談体制の構築ができた。 13道府県
- (2) 県民理解の促進、意識の向上が図れた。 10府県
- (3) 予算の確保、取組の実現ができた。 6府県

2 条例制定後の課題

- (1) 条例の内容、相談窓口の周知、啓発 16道府県
- (2) 相談員のスキル向上、活用 4府県
- (3) 市町、団体等との連携 2府県
- (4) 事例の集約 2府県
- (5) 教育分野への取組の推進 1県

3 課題に対する対応

- ・パンフレット等の作成、広報誌、フォーラムの開催 13道府県
- ・出前講座等の研修の開催 9府県
- ・世論調査の実施 2県
- ・職員研修によりスキル向上 5府県
- ・国への財政措置の要望 1県

1 条例制定の効果

北海道	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待や差別を含む障がいのある方の暮らしづらさに関する相談や協議を行う仕組みを整備することにより、市町村や当事者間では解決が困難な事案などの解決に向けた協議・あっせん体制ができた。
岩手県	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の施行以来、市町村社会福祉協議会への相談窓口の設置、リーフレット等による普及啓発、手話通訳者等ボランティアの養成・派遣などに取り組んできた。 ・障害者差別解消法の施行や、昨年第16回全国障害者スポーツ大会の開催も相まって、県民・事業者への障がい者に対する理解が進んでいる。
山形県	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関や障がい福祉関係者だけでなく、各分野の民間団体を含み構成された県民会議を立ち上げ、共生社会の実現に向けた県民総参加の体制作りができた。
茨城県	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の運営方法や紛争解決の手続きについて、条例で詳細な規定が定められているため、差別解消法の施行に先立ち専門の相談窓口や差別に関する協議会を設置することが出来た。
栃木県	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に規定した委員会における検討内容等が、新聞等に取り上げられることで県民への普及啓発につながった。 ・条例制定により、相談体制が充実した。 ・条例化したことにより、理解の促進等に向けた予算確保ができた。
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発等の予算が確保できた。 （相談窓口委託、地域協議会開催費用、リーフレット作成、事業者向け説明会の開催等）
千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ・障害を理由とした差別について相談でき、具体的な調整活動が行われる体制が確立された。 ・障害者差別に対する自治体の対応に関して、事例や経験の蓄積が行われた。 ・障害者への情報保障や、視覚障害者の金融機関利用など、具体的な取組が実現できたものがある。 ・条例化したことにより、差別の解消に向けた予算確保ができた。
富山県	<ul style="list-style-type: none"> ・障害に対する理解や権利擁護について、企業・県民の意識啓発につながった。 ・差別された方の相談についての仕組みを整備することにより、相談、問題解決をする体制づくりができた。
岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消の推進とともに、障がいのある人となない人が共に安心して暮らせる地域社会づくりに向け、「障害者に対する県民の理解啓発」、「教育における障害者に対する理解啓発の充実」、「幼い頃からの障がいのある人となない人の交流の推進」、「これらの取組に関し、県民の模範となる活動を行った人に対する顕彰制度の創設」、「共生社会実現施策を推進する県民各層による会議の設置」など、共生社会づくりに向けて取り組むべき施策（＝共生社会実現施策）が条例の規定により明確になり、県民に対し実現施策を円滑に説明し、理解を求めることができるようになった。
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・条例制定の過程を通じて、障害福祉団体等との多様な意見交換ができた。 ・条例で、「県民会議」を規定したことにより、福祉団体に限らず、公共交通機関、報道機関、経済団体などオール静岡の県民会議を開催できた。（6/15現在224団体） ・条例化したことにより、専門のスキルを持った相談窓口の開所ができた。（県社会福祉士会へ委託） ・助言、あっせん機能を持った協議会を設置することができた。
愛知県	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別に対する県民や事業者の意識向上
京都府	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に基づく専門の相談窓口の設置や助言・あっせんの仕組みの構築。 ・共生社会をつくっていくための取組の推進（府民啓発、スポーツ・文化芸術活動等社会参加の推進等）。
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいを理由とする差別の解消の推進に関し、法に具体的に定められていない「相談、紛争の防止・解決の体制整備」について規定するとともに、「啓発活動の実施」に関する府の責務を定める等、条例による裏付けが取組の実効性を高めているものと思われる。 ・また、条例を制定すること自体に啓発効果があると考えられる。 ・なお個別の相談事案については現在、大阪府障がい者差別解消協議会の下に合議体を置き、そのもつで検証している。
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> ・障害に対する理解や権利擁護について県民の意識啓発につながった。 ・相談についての仕組みを整備することにより、相談、問題解決をする体制づくりができた。 ・条例化したことにより、理解の促進等に向けた予算確保ができた。
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者差別に関する相談窓口や調整委員会等の設置など、権利擁護の体制を整備することができた。 ・前述の体制整備の他、障がい者スポーツ協会の設立、情報支援機器の整備、周知啓発イベントの実施など、条例の制定を足がかりとして、各種新規事業の実施や新たな団体の設立などを行うことができた。 ・障害者差別解消法と同時期の施行であったため、法律と条例について相乗的に周知啓発を実施することができた。
長崎県	<ul style="list-style-type: none"> ・条例が出来たことにより、障害のある人に対する差別の相談機関ができ、誰でも相談ができる体制の整備ができた。
熊本県	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいを理由とした不利益な取扱いの禁止や障がい者への合理的配慮の提供について、県民の理解促進につながった。 ・相談員や不利益取扱いに係る助言・あっせんを行う調整委員会の設置により、相談体制の整備や事案解決のための体制を整備することができた。

2 条例制定後の課題

北海道	<ul style="list-style-type: none"> 関係者のみならず、当事者や一般道民に対する周知について、障害者差別解消法等とあわせた権利擁護施策の認知度をどのように高めていくか。
岩手県	<ul style="list-style-type: none"> 市町村社協への相談件数が年間数件程度に留まっており、条例に基づく相談の仕組みが必ずしも周知されていない。 障害者差別解消法では同様の相談を市町村で受けることとされており、相談窓口が分かりにくい。
山形県	<ul style="list-style-type: none"> 障がいを理由とする差別の解消や、障がい者への必要な配慮の提供に関する普及啓発
茨城県	<ul style="list-style-type: none"> 他県や県内市町村の相談窓口との連携。 法、条例の施行に伴う地方負担の軽減。 相談員のスキルの向上。 法、条例の認知度の向上。
栃木県	<ul style="list-style-type: none"> 条例の趣旨を県内に広めるとともに、県民の具体的な行動へとつなげていくこと。
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> 県民への普及啓発及びその効果測定
千葉県	<ul style="list-style-type: none"> 県民に対し、条例の趣旨を広め、認知度を高めていくことが課題となっている。 広域専門指導員に直接相談が入り、地域相談員が事例に関わるのが少なくなっている（地域相談員の活用）。
富山県	<ul style="list-style-type: none"> 条例については、徐々に浸透してきているものの、周知はまだ十分とは言えないため、一層の周知が必要と考えられる。例えば、「合理的配慮」という言葉だけでなく、「合理的配慮とは具体的にどのようなものか」まで周知する必要がある。
岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> 特に教育における理解啓発については、他部局でも教育分野で啓発したい事項が多数あるため、十分な機会や時間が取れない。 また、幼い頃からのある人とない人の交流についても、どのような内容で新規の取り組みを上積みしていくかが課題。
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> 県民に対し、条例の趣旨を広め、認知度を高めるかが課題となっている。
愛知県	<ul style="list-style-type: none"> 事例の集約 県民・事業者・行政機関に対する法や条例の趣旨等の普及啓発
京都府	<ul style="list-style-type: none"> 相談対応の質の向上。 事業者・府民への普及・啓発活動の推進。 市町村や地域の団体との連携。
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者では、まだ法の趣旨や内容の周知が十分でなく、法の趣旨の普及とともに障がい理解の促進を図る必要があると感じている。 具体的にどのような行為が差別に当たり得るのかについて、具体的な相談事例等を積み上げていく中で、府民の間で認識の共有が図られることが必要と思われる。
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> いかに条例の趣旨を広め、認知度を高めるか 相談員のスキルの向上
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> 県民の方への認知度の向上
長崎県	<ul style="list-style-type: none"> 条例の認知度の向上
熊本県	<ul style="list-style-type: none"> 県民に対する条例の周知・啓発が今後の課題である。 引き続き相談員の資質向上に取り組む必要がある。

3 課題に対する対応

北海道	<ul style="list-style-type: none"> 道民フォーラムの開催や出前講座の実施、啓発パネルやDVDの貸し出しを行うなどして周知を図ってきた。
岩手県	<ul style="list-style-type: none"> コンビニエンスストアへのパンフレットの配架や民間事業者への周知に努め、障がい者の権利擁護についての普及啓発を図っている。 市町村等との協議を進め、障がい者にとって分かりやすい相談体制の構築に取り組んでいる。 障がい者不利益相談窓口職員研修を実施し、職員のスキル向上を図っている。
山形県	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業所において障がい者に対する取組みの中心的役割を担う「心のバリアフリー推進員」の養成研修を実施し、民間事業所における障がいを理由とする差別の解消や、障がい者への必要な配慮、障がい者の雇用促進を図っている。
茨城県	<ul style="list-style-type: none"> 財政措置について、関東主管課長会議等で国に要望中。 相談員のスキルアップを図るため、他県の研修に定期的に参加している。 法や条例の認知状況等について、H29年度に県政世論調査を実施する予定。
栃木県	<ul style="list-style-type: none"> 条例に規定した障害者差別対応指針とその概要版を作成した。それらを福祉、医療、教育、商工、公共交通、不動産等の関係機関及び行政機関等に配布するとともに、県政出前講座や各種イベント等で活用することで、普及・啓発を図っている。
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> 広報媒体の活用、出前講座の開催、啓発要DVD作成等 県民アンケートによる効果測定の実施。
千葉県	<ul style="list-style-type: none"> 各広報媒体に掲載するなどして周知を図っている。 各種広報資料を作成し、条例に基づく広域専門指導員が各地域で周知啓発活動を行っている。 県民の日に啓発イベント(啓発チラシ入りのティッシュ配り)を実施している。
富山県	<ul style="list-style-type: none"> パンフレット等を配布し、周知を図っている。 企業等で開催される社員研修等に講師を派遣する取組みも実施し、周知を図っている。
岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会との協議や、県民会議・県障害者施策推進協議会での議論等を重ねながら、地道に取り組みを増やしていく。
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> 県民日より平成29年5月号(約100万部)へ条例概要を掲載するとともに、パブリシティを活用した周知に努めている。 県民会議には、県政記者クラブに加盟する全ての報道機関が参画し、報道への協力を要請している。 各種団体等の会議、研修会、フォーラム、集会等へ出向き、条例の周知をしている。
愛知県	<ul style="list-style-type: none"> 県職員に対して 職員対応要領の策定および職員対応要領携帯カードの配布 研修等での普及啓発 各市町村に対して 研修等での普及啓発 県民・事業者に対して 啓発パンフレットの作成
京都府	<ul style="list-style-type: none"> 広域支援相談員に対する研修の実施。 ブース出展や講座出講等による周知。
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者差別解消協議会の下合議体において、相談事例等の収集・分析評価、差別解消の取組検証を積み重ねている。 合議体での事例検証について取りまとめ、ホームページに公開し、府民への啓発を行うとともに、相談対応する府内市町村への対応力向上を図っている。 府民に向け、障がい理解の啓発パンフレットを配布している。また平成28年度には、合理的配慮の接客ヒント集として「i-welcome」を作成した。 民間事業者に向けて、出前講座を実施している。
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> 各広報媒体に掲載するなどして周知を図っている。 あいサポート運動(多様な障害の特性や障害のある方が困っていること、必要な配慮などを理解し、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践し、障害のある方が暮らしやすい地域社会を県民とともにつくる運動)を軸に、企業や自治会、学校等向けに研修を行い、周知を図っている。 既に条例を制定している近畿3府県(大阪府・京都府・奈良県)で相談員研修会を行っており、困難事例の検討等を通じて相談員のスキル向上を図っている。
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> 条例リーフレットの作成・配付 各広報媒体に掲載するなどして周知を図っている。 団体等の要望に応じ、条例や差別解消法の説明を行うなど、周知啓発を図っている。
長崎県	<ul style="list-style-type: none"> 現在各広報媒体を利用して周知を図っているが、さらに効果的な条例の周知方法について検討中。
熊本県	<ul style="list-style-type: none"> 広報媒体を通じた県民への周知に取り組んでいる。 出前講座への対応や、相談活動における相手方への啓発等により、周知に取り組んでいる。 相談員研修を実施し、スキルアップに取り組んでいる。